

ブロック塀撤去等に係る補助金制度について

今年度で補助制度が終了します！！

交付申請受付期間：令和3年4月1日（木）から令和3年12月28日（火）まで

※交付申請は、必ず撤去工事を行う前に申請してください。
撤去工事後の申請は、原則、対象とはなりません。

1 補助金制度の概要

地震によるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、道路に面したブロック塀等の撤去及び軽量のフェンス等の新設にかかる工事費用の一部を補助する制度です。

※ブロック塀等の撤去及びフェンス等の新設にかかる工事以外の費用（土間の整地費用、ガレージ費用など）は対象に含むことはできません。

補助金額 上限200,000円

2 補助対象要件

次の要件に該当することが必要です。

①撤去するブロック塀等が面している道路が、国道、府道、町道、町が管理する道路であり、道路面からの高さが60cm以上あり、そのすべてを撤去すること。

※擁壁基礎や土留め擁壁の上に設置されているブロック塀についても、そのすべてを撤去すること。

②撤去するブロック塀等が「ブロック塀の点検表」において、一つ以上「不適合」の項目があること。

③新設するフェンス等が撤去したブロック塀等の範囲内に設置するものであり、各種法令等の安全に係る規定に適合する構造であること。

3 補助対象者

次のすべての要件に該当することが必要です。

①ブロック塀等の所有者であること。

②町税の滞納がないこと。

③同一敷地内において、過去に補助金の交付を受けていないこと。

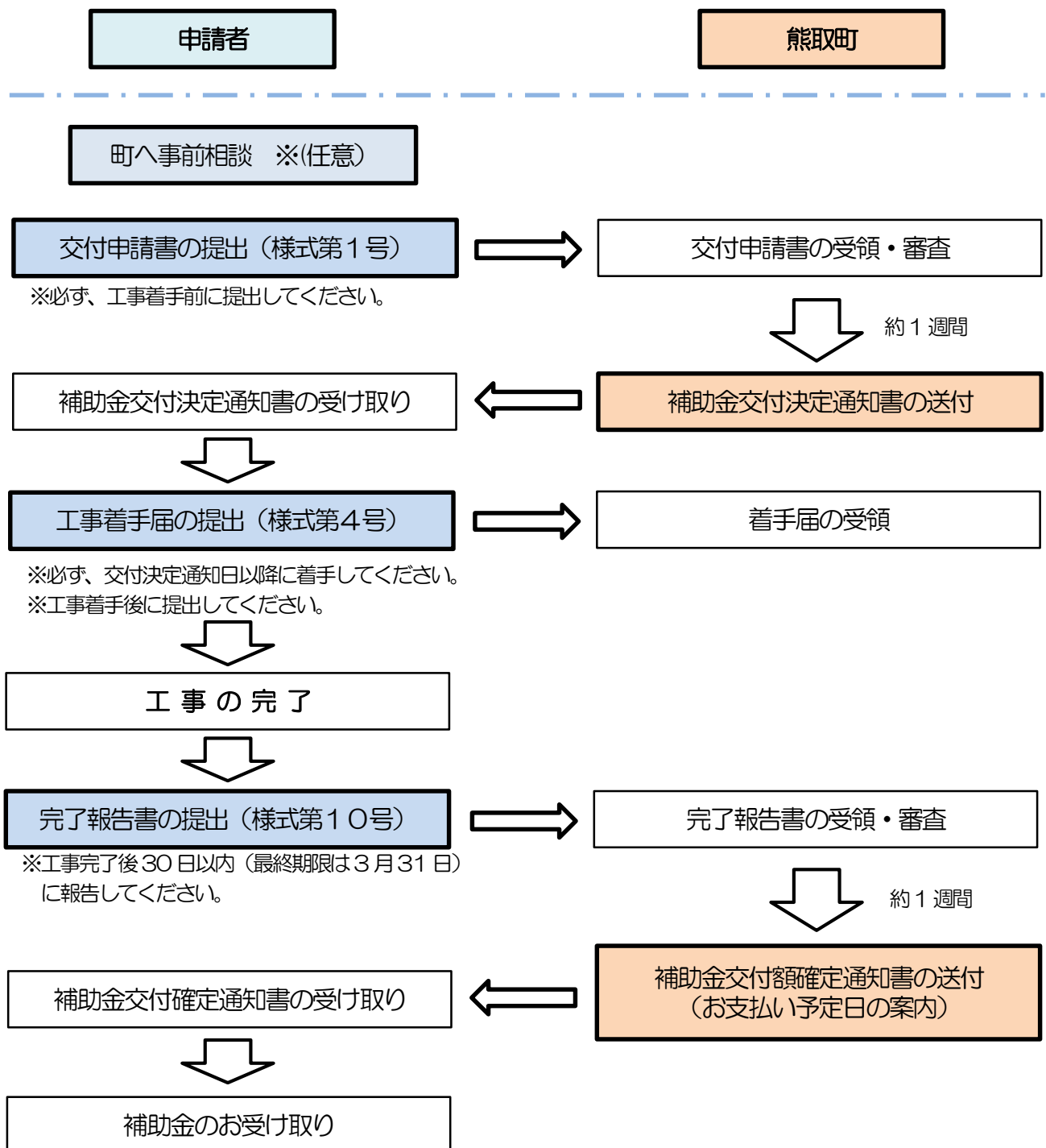
④暴力団員でないこと。

⑤適正な分別解体、再資源化等をする業者で工事を実施すること。

4 留意事項

- ①撤去工事については、補助金交付決定通知を受けてから工事着手してください。
- ②工事費用の変更や工事内容を変更するときは、手続きが必要ですので事前にご連絡ください。
- ③工事完了後に工事完了報告書を提出していただく必要があります。報告期限は、工事完了後30日以内または、年度末（令和4年3月末）となっておりますので、余裕をもった工期の設定が必要となります。

5 補助金交付までの流れ



(参考) ブロック塀等対策事業補助金交付要綱(抄)

(補助申請者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助申請者」という)は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に存する道路に面したブロック塀等の所有者であること。
- (2) 町税の納付の滞りが無いこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する業者を選定すること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事(以下、「補助対象工事」という)は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 撤去するブロック塀等が道路に面しており、高さ(道路面からブロック最上部までの高さをいう。)が60センチメートル以上のものであり、道路に面する部分の全てを撤去すること。
- (2) 新設するフェンス又はブロック塀等が既設のブロック塀等を撤去した範囲内に設置するものであり、各種法令等の安全に係る規定に適合する構造であること。